

中小企業・小規模事業者等の経営者の皆さまへ 「経営者保証に関するガイドライン」専門家派遣のご案内

中小企業等の経営者の皆様が金融機関等へ差し入れている個人保証について、保証契約を締結する際や、金融機関等の債権者が保証履行を求める際における中小企業等（債務者）、保証人、債権者の自主的なルールが定められました。

新たに保証契約を締結する場合や、既存の保証契約について保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合に、このガイドラインが適用されます。

1 専門家派遣制度の利用者

ガイドラインに基づいて、

- ①経営者保証によらない資金調達、事業承継時等の保証契約見直しを希望する方
- ②中小企業等の経営者の方で、会社の事業再生や事業清算に伴って、個人保証債務の整理についてお悩みの方

2 お申込み方法

- ・お近くの商工会、商工会議所、認定支援機関、中小機構地域本部へご相談ください。
- ・これらの支援機関を通じて中小機構本部へ派遣の申し込みを行います。



3 支援・アドバイス内容

ガイドラインでは、主たる債務者、保証人に一定の経営状況であること等を求めています。派遣により、ガイドラインで求められている事項の実現に向けた支援をします。

＜保証契約時＞

- ①ガイドラインの内容に即した経営状況であるか否かの検証
- ②ガイドラインの内容に即した経営状況を実現・継続するための体制の構築等に向けたアドバイス、支援
- ③経営状況についてのガイドラインへの適応状況の検証結果の作成 etc

＜保証債務整理時＞

- ①保証人の資産調査
- ②保証人による資産の表明保証の適正性に関する確認書の作成・報告
- ③弁済計画案の作成支援（残存資産の範囲の決定支援を含む） etc

4 派遣を受けられた後

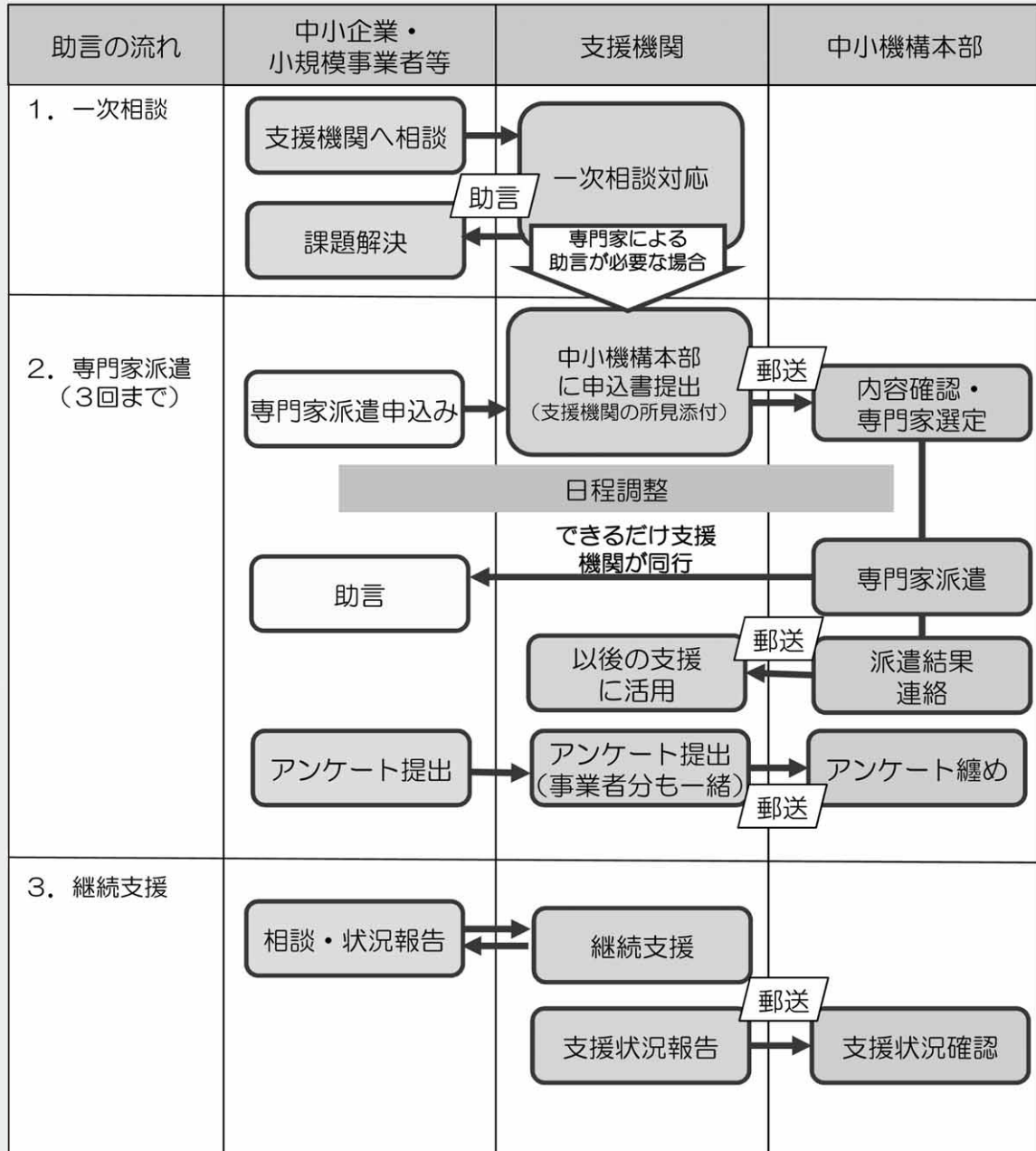
- ・引き続き、支援機関からの支援を受けられます。
- ・必要に応じて、3回（単年度）まで専門家派遣が受けられます。

〇お問合せ先

お近くの商工会、商工会議所、認定支援機関、中小機構地域本部へご相談ください。

※この派遣制度は独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施しています。

「経営者保証に関するガイドライン」 専門家派遣の流れ



○お問合せ先

中小企業基盤整備機構 地域本部等：

- | | | |
|---------------------|--------------------|---------------------|
| ・北海道本部 011-210-7471 | ・北陸本部 076-223-5546 | ・四国本部 087-811-1752 |
| ・東北本部 022-716-1751 | ・近畿本部 06-6264-8611 | ・九州本部 092-263-0300 |
| ・関東本部 03-5470-1620 | ・中国本部 082-502-6555 | ・沖縄事務所 098-859-7566 |
| ・中部本部 052-220-0516 | | |

最寄りの商工会・商工会議所、認定支援機関：ポータルサイト「ミラサポ」をご覧ください。